

岩手県告示第375号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成29年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成29年4月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	根田茂の一部、築川の一部及び砂子沢の一部
宮古市	音部第4地割、第5地割及び第7地割の各一部、第9地割、第10地割、重茂第7地割、第23地割、田老字立腰、田老字飛、墓目第1地割、第2地割、第14地割、小国第21地割の一部並びに平津戸第1地割及び第2地割
遠野市	上郷町細越3地割、佐比内10地割から15地割まで並びに18地割、19地割、21地割、25地割及び28地割の各一部
一関市	地主町の一部、磐井町の一部、桜木町の一部、字桜街、字東花王町、字下大槻街、字南十軒街、字北十軒街、字要害、東地主町、豊町、五十人町、田村町の一部、大手町の一部、大町の一部、上大槻街の一部、城内、八幡町、新大町、南新町、駅前及び字広街
釜石市	甲子町第16地割の一部、橋野町第5地割から第9地割、第11地割、唐丹町字花露辺及び大字平田第9地割の一部
奥州市	江刺区梁川字宇南及び地藏堂の一部
滝沢市	湯舟沢の一部
金ケ崎町	永沢の一部及び永栄の一部
大槌町	金沢第1地割及び第2地割の各一部、小槌第26地割、第29地割及び第31地割の各一部並びに須賀町、栄町及び大町の各一部
山田町	船越第22地割及び第23地割の各一部、石峠第3地割及び第4地割の各一部並びに豊間根第1地割から第3地割及び第20地割の各一部

2 調査期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで